

議案第 80 号

羽曳野市敬老祝金条例を廃止する条例の制定について

羽曳野市敬老祝金条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

社会情勢の変化を鑑み、羽曳野市敬老祝金条例を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市敬老祝金条例を廃止する条例

令和 年 月 日  
羽曳野市条例第 号

羽曳野市敬老祝金条例(昭和 35 年羽曳野市条例第 158 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。